

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める  
 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第二十六号

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の  
 数を定める条例の一部を改正する条例

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める  
 条例（昭和五十七年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように  
 改正する。

改正後				改正前			
（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議 員の数） 第二条（略）				（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議 員の数） 第一条（略）			
選挙区 の名称	選挙 区 域	選挙す べ き 議 員 の 数	（略）	選挙区 の名称	選挙 区 域	選挙す べ き 議 員 の 数	（略）
呉市 江田島市	呉市及び江田島 市の区域	六人	（略）	呉市	呉市の区域	五人	（略）
安芸高田市	（略）	（略）	（略）	安芸高田市	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	江田島市	江田島市の区域	一人	（略）

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。